

「医療機関等物価高騰対応支援金」・「診療所等賃上・物価支援金」（第1回申請受付用）

1 第1回支援対象及び支援額

支援対象施設	医療機関等 物価高騰対応支援金 ※1	診療所等 物価支援金	診療所 賃上支援金
病院（特別高圧受電）※2※3	16,000 円/床	—	
病院（特別高圧受電を除く）※3	15,000 円/床		
有床診療所（医科・歯科） ※3	有床診療所のうち 病床数が3床以上 15,000 円/床	13,000 円/床※4	72,000 円/床※5
	有床診療所のうち 病床数が2床 40,000 円/施設		
	有床診療所のうち 病床数が1床 35,000 円/施設		
無床診療所（医科・歯科）	30,000 円/施設	170,000 円/施設	150,000 円/施設
薬局	30,000 円/施設	所属する同一グループ内の保険薬局の数※6	
		1～5 店舗： 85,000 円/施設	1～5 店舗： 145,000 円/施設
		6～19 店舗： 75,000 円/施設	6～19 店舗： 105,000 円/施設
		20 店舗以上： 50,000 円/施設	20 店舗以上： 70,000 円/施設
訪問看護ステーション	—	—	228,000 円/施設

※1 令和8年1月～令和8年3月を対象とする同一施設に対する「神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金」と重複申請・受給は不可。（助産所、施術所及び歯科技工所は、第2回申請期間にて受付）

※2 本支援金の対象となる特別高圧電力とは契約電力が 2,000 k w 以上、かつ供給電圧が 20,000 V（20 k V）以上であることを指します。

※3 各病院及び診療所における病床数は、医療法第 27 条に基づく令和 7 年 8 月 1 日時点の使用許可病床数を原則とする。ただし、令和 6 年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和 7 年度に繰り越して実施）により令和 7 年 8 月 2 日以降に削減した病床数を除くこととする。

※4 使用許可病床数が 13 床以下の場合は 1 施設×170 千円を支給する。

※5 使用許可病床数が 2 床以下の場合は 1 施設×150 千円を支給する。

※6 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式 3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和 7 年 4 月 30 日時点の数とする。

2 第1回支援対象施設

(1) 医療機関等物価高騰対応支援金

神奈川県に所在し、令和8年3月31日まで運営を継続する次の事業者を対象とする。

ア 病院、診療所（医科/歯科）及び薬局（ただし、令和8年1月1日以前に保険医療機関又は保険薬局の指定を受けた施設に限る。）

（助産所、施術所、歯科技工所は、第2回申請受付期間にて受付）

(2) 診療所等賃上・物価支援金

健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。ただし、「診療所等賃上支援金」の支援対象施設については、前記に加え、次の施設に限る。

ア 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションは令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設

イ 薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設とする。

※上記に記載のない事項については、国実施要綱又は県要綱を確認してください。